

「消費税率の改正に伴う入札・契約手続」について

平成 25 年 10 月 23 日
長野市財政部契約課

消費税及び地方消費税の税率が改正され、平成26年4月1日（施行日）を以って、8%が課されることとされましたが、今後、債務負担行為に係る契約等で、**竣工が施行日以降になる工事等**については、下記により入札・契約手続を行いますので、ご留意をお願いします。

記

1 該当する案件について

平成25年10月1日以降に契約を締結し、竣工が平成26年4月1日以降の建設工事等

2 入札書等の記載について

該当する案件については、見積額の **108分の 100に相当する金額**を入札書に記載（電子入札システムに入力）してください。

この場合、入札心得等において、「105分の 100に相当する金額」とあるのは、「108分の 100に相当する金額」と読替えてください。

○長野市建設工事等競争入札心得 第3条（入札の方法）第9項

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総価の **105分の 100に相当する金額**を入札書に記載し、かつ、入札に付する事項ごとに作成しなければならない。

○長野市電子入札システム利用規約 第9（入札金額の入力）第2項

落札決定の際、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の **105分の 100に相当する金額**を入力します。

3 契約の締結について

(1) 契約書等について

該当する案件については、入札又は見積書に記載された金額に当該金額の **100分の8に相当する額**を加算した金額を契約金額とします。

この場合、入札心得において、「100分の5に相当する額」とあるのは、「100分の8に相当する額」と読替えてください。

なお、これに関する用紙等は、落札又は決定後にお渡しします。

○長野市建設工事等競争入札心得 第15条（契約の締結）第5項

契約金額は、落札又は決定された金額に当該金額の **100分の5に相当する額**を加算した金額（単価契約の場合を除き、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額）とする。

(2) 前払金及び部分払金について

該当する案件について、平成25年度中の前払金又は部分払金がある場合は、出来高予定額又は請負代金相当額の **108分の3に相当する額**を除いて支払うものとします。

4 その他

平成25年度中に竣工予定の工事等で、設計変更又は工期延長等に伴い、新税率が適用されるケースが想定されますが、該当する案件については個別に協議させていただきます。